

内閣参質第一二号

昭和二十六年五月二十二日

内閣総理大臣吉田茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員油井賢太郎君提出昭和二十五年度の税金徵收に關する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員油井賢太郎君提出昭和二十五年度の税金徵收に関する質問に対する答弁書

一 朝鮮動乱による所得額の変化は、各個人又は法人により相当の差異を示していることは事実であるが、所得に対する課税は、各個人又は法人の実情により適実に課税を行つてゐるのであるから、個々の実態を無視した割当課税を行つてゐる事実はないと考える。

所得を計算する場合の收入から控除すべき必要経費については、法令ならびに取扱通達によつて明示されてゐるところであり、各税務署ともこれによつて計算してゐるのであるから、各税務署によつて差異があるとは考えられない。

二 昭和二十五年度分都道府県別税種別徵收高並びに未徵收高調については、至急調査の上報告することとしたい。